事務局長　おはようございます。
委員の皆様におかれましては、春作業も本格的になり公私とも大変お忙しいところ、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。
本日、欠席の届け出が、4番、本間隆喜委員、11番、泉芳博委員、13番、髙橋勝範委員、14番、田村誠市委員から出ております。
本日は、総会終了後に推進委員候補者評価委員会を行う予定となっておりますので、スムーズな進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

事務局長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第38回大仙市農業委員会総会」を開催いたします。　（午前9時00分　開会）
会長からご挨拶を頂戴いたします。

細谷精悦会長　（会長挨拶）

事務局長　ありがとうございました。
会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。
ただいまの出席者は、19名となっております。
会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
次に、前回4月7日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。
お手元に配付しております「第38回総会までの業務報告書」をご覧願います。
4月7日に「第37回農業委員会総会」を、委員22名、推進委員29名の出席をいただき大曲交流センターにおいて開催しております。
4月19日に「令和5年度第1回県南地区農業委員会会長会総会」が横手市松與会館において開催され、会長と私が出席しております。
その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。
以上で、主な業務報告といたします。

事務局長　それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　本日の会議を開催します。
初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　異議なしと認め、15番、髙川吉昭委員、16番、鈴木靖浩委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長　議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年5月11日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与　　６ページ5番をご覧ください。
農地の所在は、大仙市土川〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇〇〇〇平方メートル、1 筆です。
新規の使用貸借の案件です。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、62 歳。
利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、37歳です。
申請理由といたしまして、〇〇さんは、圃場整備区域内の田は地域の法人に貸し付けておりますが、この農地は離れたところにあるため、その近くで牧草を作付けしている畜産農家の〇〇さんに貸し付けを申し出たところ、引き受けてくれたものです。使用貸借となった理由としては、〇〇さんは、農業をすることができないので、牧草を作付けして管理してくれるだけでもありがたいということから〇〇さんから申し出たものです。

参　与　　11ページから12ページ　13番をご覧ください。
農地の所在は、大仙市福田〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル、外田1
1筆、
合計12筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。
贈与による所有権移転です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さん、56歳。
譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、65歳です。
理由といたしまして、今回、〇〇さんは父から農地を相続しましたが、〇〇〇〇〇で、自分では耕作出来ないことから、当初売買を希望して、〇〇〇〇委員に相談をしていましたが、現地は鉄塔があり、また狭小農地で、耕作の条件も悪い場所でなかなか相手が見つからず、近隣を耕作している〇〇さんに〇〇委員から調整をして頂き、贈与で話がまとまったものになります。
なお、贈与税について、当初、譲渡人の〇〇さんは、農地面積が、〇〇〇〇〇平方メートル以上と大きいことから、課税されるのではと、気にされておりましたが、その後、大曲税務署に相談したところ、控除額内であり、非課税であることを確認しております。

事務局長　　17ページ、16番をご覧ください。この案件は譲渡人の〇〇〇〇さんが4月29日にお亡くなりになったため取り下げとなっておりますのでご報告申し上げます。
議案第1号につきましては、ただいま説明いたしました2件および取下げ1件のほかに、有償所有権移転1件、無償所有権移転1件、賃貸借権設定の新規2件、使用貸借権設定の新規2件、更新8件がございます。
18ページ、19ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。
農地法第3条第2項各号には該当しない旨記載したもので、結果許可要件を満たしているものと考えます。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。　質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長　　議案第2号農地法第五条の規定による許可申請について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

令和5年5月11日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　20ページ、1番をご覧ください。
位置図及び平面図は、資料の1、2ページになります。
農地の所在は、戸蒔〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、外田3筆、合計面
積〇〇〇〇〇平方メートルです。
売買による所有権移転です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。
譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
申請理由につきまして、譲受人は、申請地の西隣にある〇〇〇〇〇〇〇〇〇の役員を務めていますが、事業拡大により既存の駐車場が手狭であることから、拡張を計画したものです。また、併せて取引のある関連会社と共同で使用する資材置場の設置を予定しているものです。
売買価格は総額〇〇〇〇円、1平方メートル当たりに割返しますと、約〇〇〇〇〇円になります。
許可基準における立地基準につきまして、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地にあることから、第1種農地に分類されます。
第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第33条第4号により、この駐車場兼資材置場は、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可要件を満たしているものと判断しました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。なお、本案件は、今年1月開催の総会において、農振除外案件として同意をいただいた案件になります。

議　長　　事務局からの説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。

議　長　　案件1番についてお願いします。

渡邊委員　　20番、渡邊です。
資料の地図を見ても分かりにくいかもしれませんが、バイパスの東側にある〇〇〇だとか〇〇〇〇など店舗が並んでいる近くの土地でございます。付近の方々には、特に迷惑もかかりませんので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

事務局長　　現地調査大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。　質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第3号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局長　　議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める

令和5年5月11日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　案第3号、案件1番を議題とします。

議　長　　本案件は、○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、○○委員の退席を求めます。
（○○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　２１ページ、１番を説明いたします。
売買による所有権移転です。
所有権を移転する農地は、太田町駒場○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メー
トル、1筆です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、75歳です。
所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、41歳です。
金額は、総額○○○円。
10アール当たりで割り返しますと約○○○○○○○○円です。
申出理由といたしまして、申請農地は、現在、○○さんが耕作している農地で、譲渡人の○○○さんは、太田地域に申請農地しかなく農地の処分を考え、○○さんに売買の相談をしたところ、○○さんがこれに応じてくれたものです。
本案件は、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしているものと思われます。
よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員　入場）

議　長　　次に、議案第3号、案件2番、126番から128番を議題とします。

議　長　　本案件は、○○番、○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により○○委員の退席を求めます。
（○○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　21ページの2番を説明いたします。
所有権を移転する農地は、大仙市内小友○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートルです。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。
所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さんです。
売買価格は10アール当たり○○○円、総額○○○○○○○○円です。
申請理由として、当該農地は伊藤さんの農地に隣接しており、○○さんが管理しておりますが、○○さんは以前から農地を手放したいと考えておりました。そこで、○○さんに相談したところ話がまとまり、売買に至ったものです。

参　与　　続いて、96ページの126番から128番について、関連がありますので一括で説明いたします。
利用権を設定する農地は、大仙市内小友○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、外田8筆、計9筆、合計面積○○○○○平方メートルです。
農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、外2名です。
公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。
秋田県農業公社から先ほどの農地を借り受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○さんです。
期間は全て10年間、賃借料は10アール当たり○○円です。
申請理由として、現在、○○○さん個人の名義で借り受けて耕作している農地を、自身が代表を務める法人の名義に切り替えるものです。
ただいま説明いたしました2番及び126番から128番につきましては、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしているものと考えられます。
よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員入場）

議　長　　次に、議案第3号、案件7番を議題とします。

議　長　　本案件は、○番、○○○○○委員、及び、○○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、○○委員、○○委員の退席を求めます。
（○○委員、○○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　２４ページ７番をご説明します。
利用権を設定する農地は、長野○○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル、外田１１筆、計１２筆、合計面積○○○○○平方メートルです。
期間満了に伴う利用権設定の更新です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、○○○、○○○○、○○○○さんです。
設定期間は、５年で、１０アール当たりの賃借料は、○○さんからの申し出により○○○○○円となっております。
なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員　入場）

議　長　　次に、議案第3号、案件8番から10番を議題とします。

議　長　　本案件は、○番、○○○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、○○委員は引き続き退席となります。

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　25ページ、8番から10番までを一括でご説明します。
利用権を設定する農地は、北長野○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル、外田2筆、合計面積○○○○○平方メートルです。
3件ともに、期間満了に伴う利用権設定の更新です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、ほか2名。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。
設定期間は、8番と9番が3年で、10番が5年、10アール当たりの賃借料は、いずれも○○○○○○○円です。
なお、3案件ともに、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしているものと思われま

す。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇番、〇〇委員の入場を求めます。
（〇〇委員　入場）

議　長　　次に、議案第3号、案件15番を議題とします。

議　長　　本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、〇〇委員の退席を求めます。
（〇〇委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　28ページの15番を説明いたします。
利用権を設定する農地は、大仙市飯田〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
新規の利用権の設定です。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
期間は6年間、賃借料は10アール当たり〇〇〇〇〇〇円です。
申請理由として、当該農地は以前まで別の方が耕作しておりましたが、その方が亡くなり、後継者もいなかったため、耕作してくれる方を探したところ、隣接地を耕作している〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇がこれに応じたものです。
ただいま説明いたしました15番につきましては、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしているものと考えられます。
よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
（〇〇委員　入場）

議　長　　次に、議案第3号、案件121番を議題とします。

議　長　　本案件は、○○番、○○○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により○○○委員の退席を求めます。
（○○○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　９１ページから93ページ、121番について、説明させていただきます。
利用権を設定する農地は、刈和野○○○○○○○○○○○、地目は畑、面積が○○○平方メー
ル、外、田26筆、畑１筆、合計面積○○○○○○平方メートルです。
農地中間管理機構を活用した更新の案件になります。
利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○さん、58歳　です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。
秋田県農業公社から先ほどの農地を借り受ける方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。
設定期間は10年で、賃借料は10アール当たり○○○○○円となっております。
なお、この案件は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしているものと思われます。
よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○○○委員の入場を求めます。
（○○○委員　入場）

議　長　　次に、議案第3号、案件122番を議題とします。

議　長　　本案件は、○○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により○○委員の退席を求めます。
（○○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　９３ページ、122番をご覧ください。
利用権を設定する農地は、南外○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル、外田1筆、計2筆、合計面積は○○○○○平方メートルです。
農地中間管理機構を利用した新規の案件になります。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、48歳です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。
秋田県農業公社から先ほどの農地を借り受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。
契約期間は10年、賃借料は10アール当たり○○○○○円です。
申請理由といたしましては、対象の農地は、これまで実家の家族が主体となって耕作して

おりましたが、高齢となってきたことから、経営を縮小したいと考え、近隣で耕作する○○○○○○○○○○○○○に相談のうえ、借り受けることとなったものです。
　ただいま説明いたしました122番につきましては、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしているものと考えられます。
　よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。
　（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
　本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
　（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
　○○番、○○委員の入場を求めます。
　（○○委員　入場）

議　長　　次に、議案第3号、案件123番から125番を議題とします。

議　長　　本案件は、○○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により○○委員の退席を求めます。
　（○○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　まず94ページ、123番、124番と95ページ、125番をご覧ください。
　関連がありますので合わせて説明いたします。
　新規の利用権設定です。
　利用権を設定する農地は、協和下淀川○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル、外田15筆、計16筆、合計面積は○○○○○○平方メートルです。
　利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、50歳、外2名です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。
　秋田県農業公社から先ほどの農地を借り受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。
　契約期間は3年7ヶ月、賃借料は10アール当たり○○円です。
　契約期間については、他の契約と終期を合わせたものです。
　申請理由といたしまして、123番については、○○○○○さんの農地は、現在、ほ場整備後の大規模区画の一部となっており、○○○○○○が作付けしているため、現状に合わせて契約をするものです。平成28年に、下淀川地区ほ場整備事業で新規に機構集積した際、この1筆が契約されておりませんでしたので、追加で契約をするものです。
　124番については、○○○○○さんはこれまで自作しておりましたが、体調不良と労力不足のため耕作が難しくなり、○○○○○○が新規で借り受けることとなったものです。
　125番については、○○○○○さんが作付けしていた、○○○○○さんのほ場も、○○○○○○が借り受けることになったものです。
　ただいま説明いたしました123番から125番につきましては、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしているものと考えられます。
　　よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
（〇〇委員　入場）

議　長　　次に、議案第3号、案件3番から6番、11番から14番、16番から120番、129番から170番までを議題とします。

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　22ページ、4番をご覧ください。
所有権を移転する農地は、協和峰吉川〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇〇〇平方メートル、外田2筆、計3筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、74歳です。
所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、76歳です。
売買価格は、総額〇〇〇円、10アール当りに割り返しますと、約〇〇〇〇〇〇〇円となっております。
申し出理由といたしまして、〇〇さんは10年以上前から当該農地を〇〇さんに貸し付けていました。〇〇さんには後継者がおらず、農地を所有していても将来作付けする予定はないため、以前から〇〇さんに売買の申し出をしておりました。利用権設定の更新時期に際し、利用権の更新ではなく、売買へ話がまとまったものです。
なお、売買価格が低い理由は、当農地はため池の水を使用しておりますが水のまわりが悪いうえ、ぬかりやすく、10アール区画の狭いほ場であるため、この価格となっております。

参　与　　48ページ53番をご覧ください。
農地の所在は、北楢岡〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、外田6筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
新規の賃貸借の案件です。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、46歳です。
利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、69歳です。
申請理由につきましては、申請地は、これまで耕作をお願いしていた方から、水の便が悪く、管理・耕作が難しいとのことで、所有者の方に返還となった農地になります。今後について、推進委員である〇〇さんが相談を受け、その旨を把握のうえ、ソバを作付けすることで調整した案件になります。
設定期間については、5年、また、耕作条件等が悪いことから、10アール当たり、〇〇〇〇〇円となっております。

参　与　　49ページ56番をご覧ください。
農地の所在は、大沢郷寺〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積が〇〇〇平方メートル、1筆です。
新規の利用権の設定になります。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、74 歳。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、39 歳です。
設定期間は5年。10アール当たり○○○○○円の契約となっております。
申請理由といたしまして、借受人の○○さんは、伝統野菜の沼山大根の作付けや、無農薬野菜の生産など、特徴的な野菜作りに取り組んでいる○○○○○○○の代表者になります。○○さんは経営規模の拡大を目指しておりますが、今回、自宅近くの当該農地を借りたいと○○さんに申し出たところ、貸付に応じてくれたものです。賃借料が10アール当たり○○○○○円と安くなっておりますが、長年放置されていたため、再生しながらの作業になるため、労力等を勘案して、この賃借料になったものです。

参　与　　50、51ページ　58番から60番をご覧ください。
関連がありますので、あわせてご説明いたします。
農地の所在は、土川○○○○○○○○○、地目は畑、面積が○○○○○○平方メートル、外田5筆、畑1筆、計合計面積は○○○○○○平方メートルです。
何れも新規の使用貸借の案件です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、67歳外 2 名です。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、75歳です。
設定期間はいずれも3年の使用貸借となっております。
申請理由といたしまして、借受人の○○さんは、そばの作付けをしており、経営規模の拡大を目指しておりますが、今回、耕作地の近隣で自己保全となっている申請農地を借り受け、そばを作付けするものです。使用貸借となっておりますが、当該農地は水稲や野菜を作付けするには条件が悪く、使ってくれるだけでもありがたいと貸出人が申し出たものです。

事務局長　　その他の案件についてご説明させていただきます。
議案第3号につきましては、ただいま説明いたしました6件のほかに、所有権移転3件、賃貸借権設定の新規62件及び更新84件がございます。
今回の所有権移転における田の売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、10アール当たり○○○○○○○○○円から○○○円と若干の幅がございます。これは、各地域のほ場の条件、契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。
次に、賃貸借権設定における田の賃借料の内容でありますが、説明案件を除き、10アール当たり○○○○○円から○○○○○○○円と幅がございます。これについても、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。
いずれも農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　次に、報告第1号の「大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員の選任について」を議題とします。

事務局長　報告第1号　大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員の選任について

大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第9条の規定により、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員を選任したのでこれを報告する

令和5年5月11日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　事務局より報告願います。

参　与　今年7月31日に改選となる農地利用最適化推進委員につきまして、大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員　評価委員の選任に関する要綱第9条の規定により、評価委員は会長が選任することになっております。

そこで、本規定に基づきまして、選任されました評価委員を次のとおりご報告いたします。

大曲地域、20番・渡邊敏雄委員、神岡地域、9番・齊藤　亘委員、西仙北地域、17番・佐々木忠永委員、中仙地域、23番・信田浩則委員、協和地域、8番・茂木靖雄委員、南外地域、10番・伊藤又エ門委員、仙北地域、6番・小松伸一委員、太田地域、3番・長澤信徳委員、以上8名でございます。

なお、ただいま選任されました委員及び会長並びに会長職務代理者は、総会終了後、視聴覚研修室で評価委員会を開催したいと考えておりますので、ご参集くださるよう、お願いいたします。

議　長　以上報告といたします。

議　長　次に、報告第2号の「農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について」を議題とします。

事務局長　報告第2号　農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について

下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する

令和5年5月11日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　事務局より報告願います。

参　与　総会議案 No2をご覧ください。
記載の21法人からの報告がありました。
順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため、省略させていただきます。
ご了承ください。
詳細につきましては、1ページから75ページをご覧ください。
結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議　長　以上報告といたします。

議　長　本日の日程は全て終了いたしました。
その他、事務局から何かございませんか。

参　与　　その他
（1）　人・農地プラン地域概要一覧表について
（2）　大仙市農業委員会　歳入・歳出決算見込みについて

議　長　　委員の方々から何かありませんか。

議　長　　無いようですので、以上をもちまして、第38回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。
本日は、ご苦労様でした。

（午前９時５５分　閉会）